

## 正蓮寺川・六軒家川環境整備推進協議会会則

(名称・事務所)

第1条 本会は「正蓮寺川・六軒家川環境整備推進協議会」と称し、事務局を此花区役所内におく。

(目的)

第2条 本会は、此花区民にとって永年の懸案であった、正蓮寺川の埋立により建設される「正蓮寺川公園(仮称)」の建設促進をはかるとともに、正蓮寺川・六軒家川の環境整備を推進し、区勢の振興と活性化をはかるため、広く区民の要望をくみ上げ、建設・整備計画に反映させることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、別表記載の区内各種団体を以て組織する。

(事業)

第4条 本会は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 関係機関との連絡調整、関係機関への意見の具申
- (2) 前項に関する各種会議
- (3) その他本会の目的達成に必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名  
副会長 若干名  
理事 若干名

会長は理事の互選とする。副会長は会長が指名し、理事は各連合の代表者をもってあてる。

(役員の仕事)

第6条 本会の役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は本会の円滑な運営のため、理事会を開催し会務の処理に参画する。

(任 期)

第7条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。  
但し、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第8条 会長は随時、理事会並びに総会を招集し、会議を開くことができる。  
但し、会長が必要と認めたときは、会議に関係行政機関等の出席を求めることができる。

2 本会の経費は、必要に応じ第3条に規定する団体が分担するものとする。

(顧 問)

第9条 本会に会長の指名により顧問をおくことができる。  
顧問は随時理事会並びに総会に出席し意見を述べるることができる。

(補 則)

第10条 本会則に定めるもののほか、必要な事項については理事会がこれを定める。

第11条 本会則は、昭和61年9月29日から施行する。

平成元年12月7日改正

平成16年2月23日改正

構 成 団 体

地域振興会  
選挙管理委員会  
社会福祉協議会  
民生委員児童委員協議会  
保護司会  
更生保護女性会  
老人クラブ連合会  
身体障害者連合会  
PTA協議会  
青少年指導員連絡協議会  
子供会育成連合協議会  
商店会連盟  
医師会  
歯科医師会  
薬剤師会  
水防本部  
交通安全協会  
幹事小学校  
幹事中学校  
行政相談委員